

平成28年度

第184回宮城県都市計画審議会議案書

平成29年3月

宮城県都市計画審議会

第184回宮城県都市計画審議会

日 時 平成29年3月23日（木）

午後1時30分から

場 所 宮城県行政庁舎

9階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第183回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2338号ほか 4件

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

1 報 告

第183回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について ……	3
-------------------------------	---

2 議 案

議案第2338号 志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 の変更について ……	4
---	---

議案第2339号 亙理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 の変更について ……	6
--	---

議案第2340号 山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 の変更について ……	8
--	---

議案第2341号 特殊建築物の敷地の位置について ……	10
-----------------------------	----

議案第2342号 特殊建築物の敷地の位置について ……	13
-----------------------------	----

第183回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2334号	利府町	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	平成29年2月28日 宮城県告示第189号
宮城県	第2335号	松島町	仙塩広域都市計画道路の変更について	平成29年1月20日 宮城県告示第48号
宮城県	第2336号	松島町	仙塩広域都市計画公園の変更について	平成29年1月17日 宮城県告示第41号
—	第2337号	名取市	仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について	下記のとおり

【議案第2337号の処理結果について】

- 1 平成29年1月4日付け都市第731号で、知事から意見書提出者及び施行者である名取市長に対し、議決結果（不採択）について通知した。
- 2 知事は、下記により、土地地区画整理事業の事業計画変更を認可した。
平成29年1月6日付け宮城県（都市）指令第41号

志津川都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添「志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」のとおり

2 変更理由

町における総合計画や震災復興計画等基本構想，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）の内容を踏まえるとともに，「宮城県震災復興計画」（宮城県：平成23年10月）に掲げる「災害に強いまちづくり」あるいは「水産県みやぎの復興」の実現を視野にいれて，災害に強く安心して暮らせる都市を形成するため，都市計画基礎調査を実施し，「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を見直すもの。

亘理都市計画区域の整備，開発及び
保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添「亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」のとおり

2 変更理由

町における総合計画や震災復興計画等基本構想の内容を踏まえるとともに，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）に掲げる「コンパクトなまちづくり」や「宮城県震災復興計画」（宮城県：平成23年10月）に掲げる「災害に強いまちづくり」の実現を視野にいて，災害に強く安心して暮らせる都市を形成するため，都市計画基礎調査を実施し，「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を見直すもの。

山元都市計画区域の整備，開発及び
保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添「山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」のとおり

2 変更理由

町における総合計画や震災復興計画等基本構想の内容を踏まえるとともに，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）に掲げる「コンパクトなまちづくり」や「宮城県震災復興計画」（宮城県：平成23年10月）に掲げる「災害に強いまちづくり」の実現を視野にいて，災害に強く安心して暮らせる都市を形成するため，都市計画基礎調査を実施し，「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を見直すもの。

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条第1項ただし書き

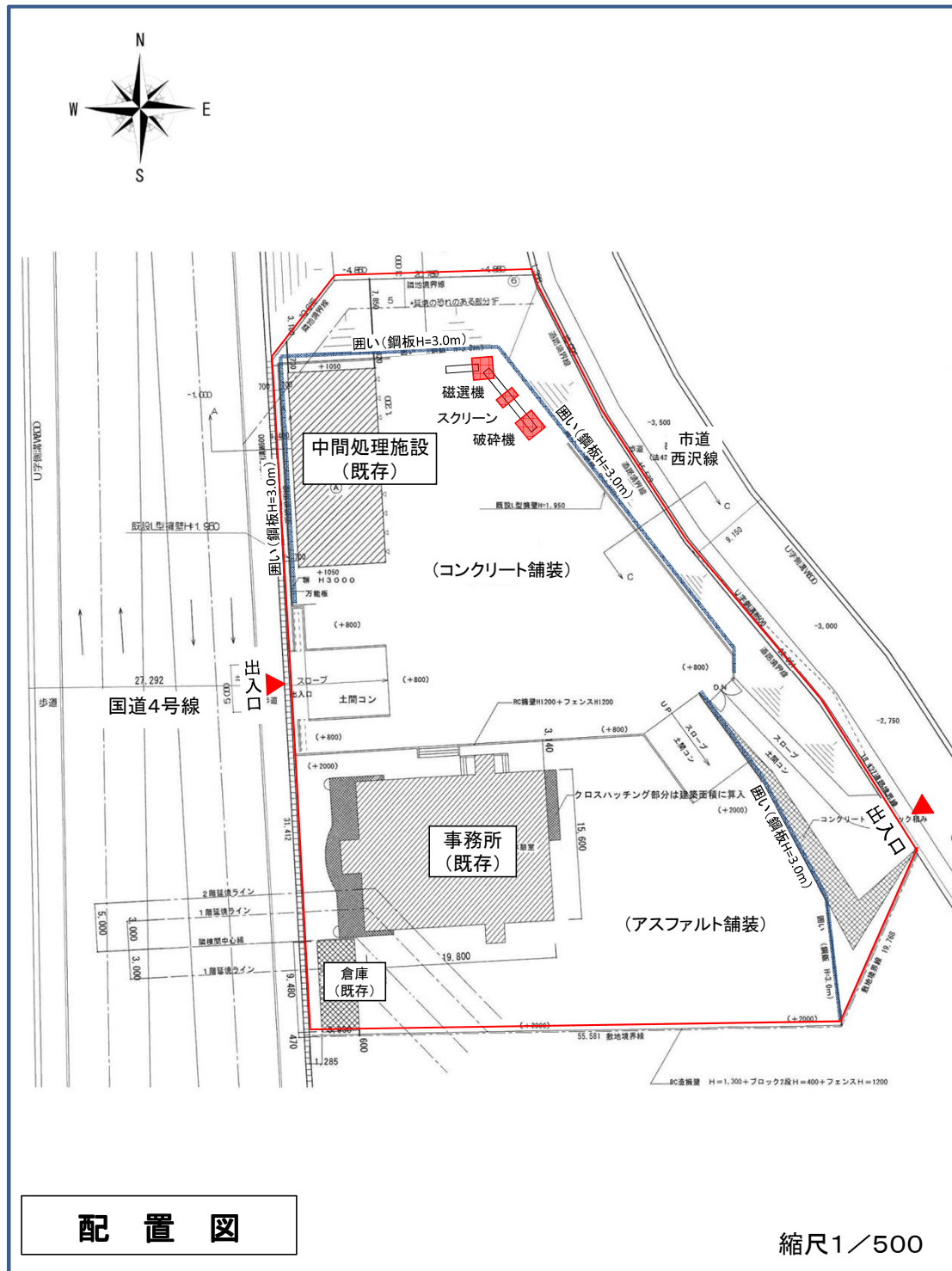
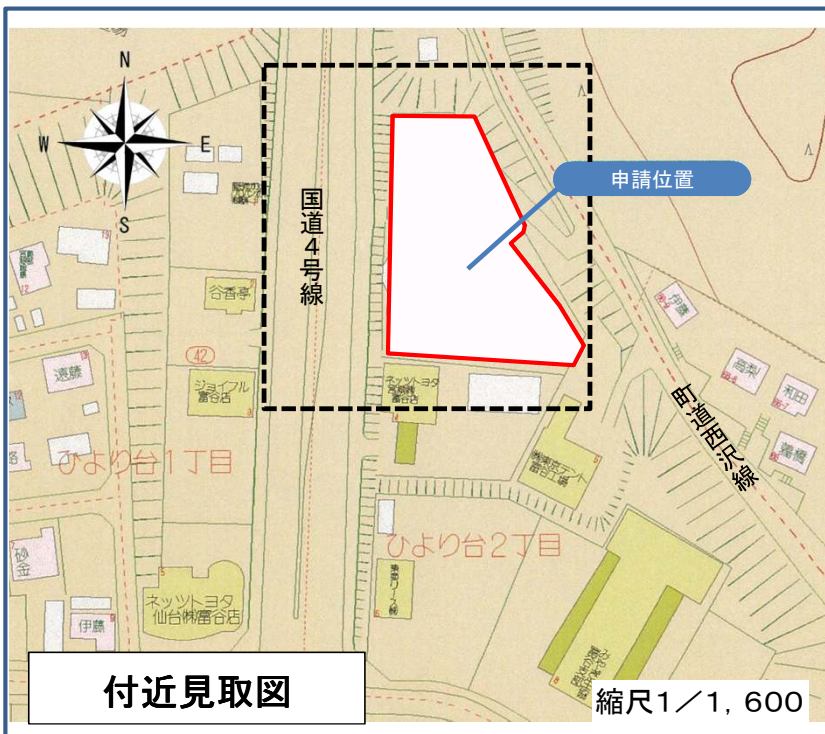
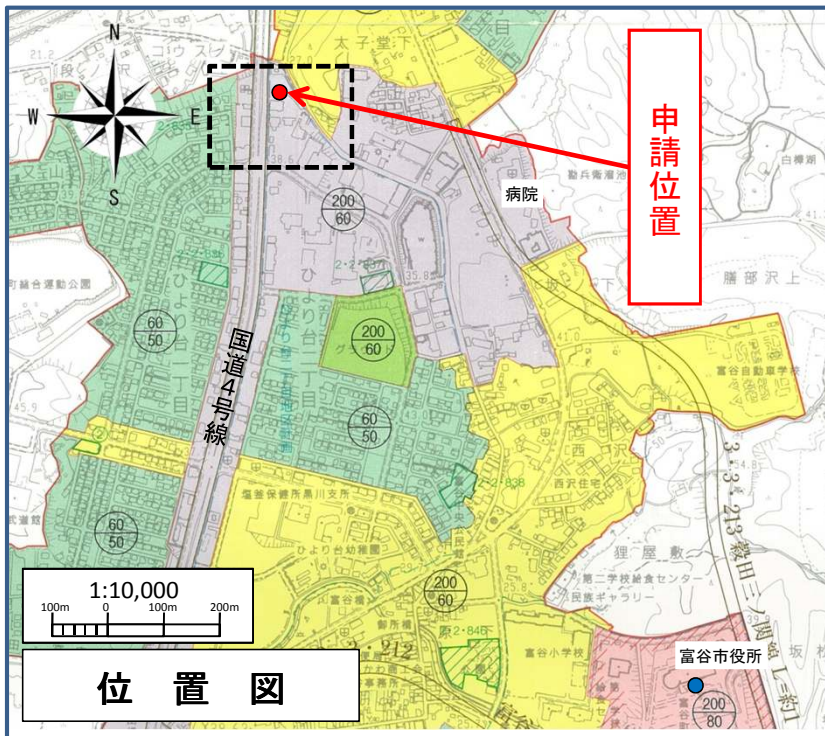
都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		産業廃棄物処理施設
建築主		富谷市ひより台2丁目1-2 株式会社クリーンライフ 代表取締役 阿部 幸江
敷地	位置	富谷市ひより台2丁目1-1, 1-2, 1-3
	面積	3,770.57 m ²
	用途地域	準工業地域
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	—
	構造, 規模等	中間処理施設 鉄骨造 平家建 延べ面積 184.60 m ² (既存) 事務所 鉄骨造 2階建 延べ面積 446.04 m ² (既存) 倉庫 鉄骨造 平家建 延べ面積 37.25 m ² (既存)
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理】(5t/日を超える場合に、許可が必要) がれき類の破砕: 14.3 t/日 廃プラスチック類又は木くずの破砕: 2.1t/日
	処理方法	破砕機による破砕



特殊建築物の敷地の位置について (富谷市)

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条第1項ただし書き

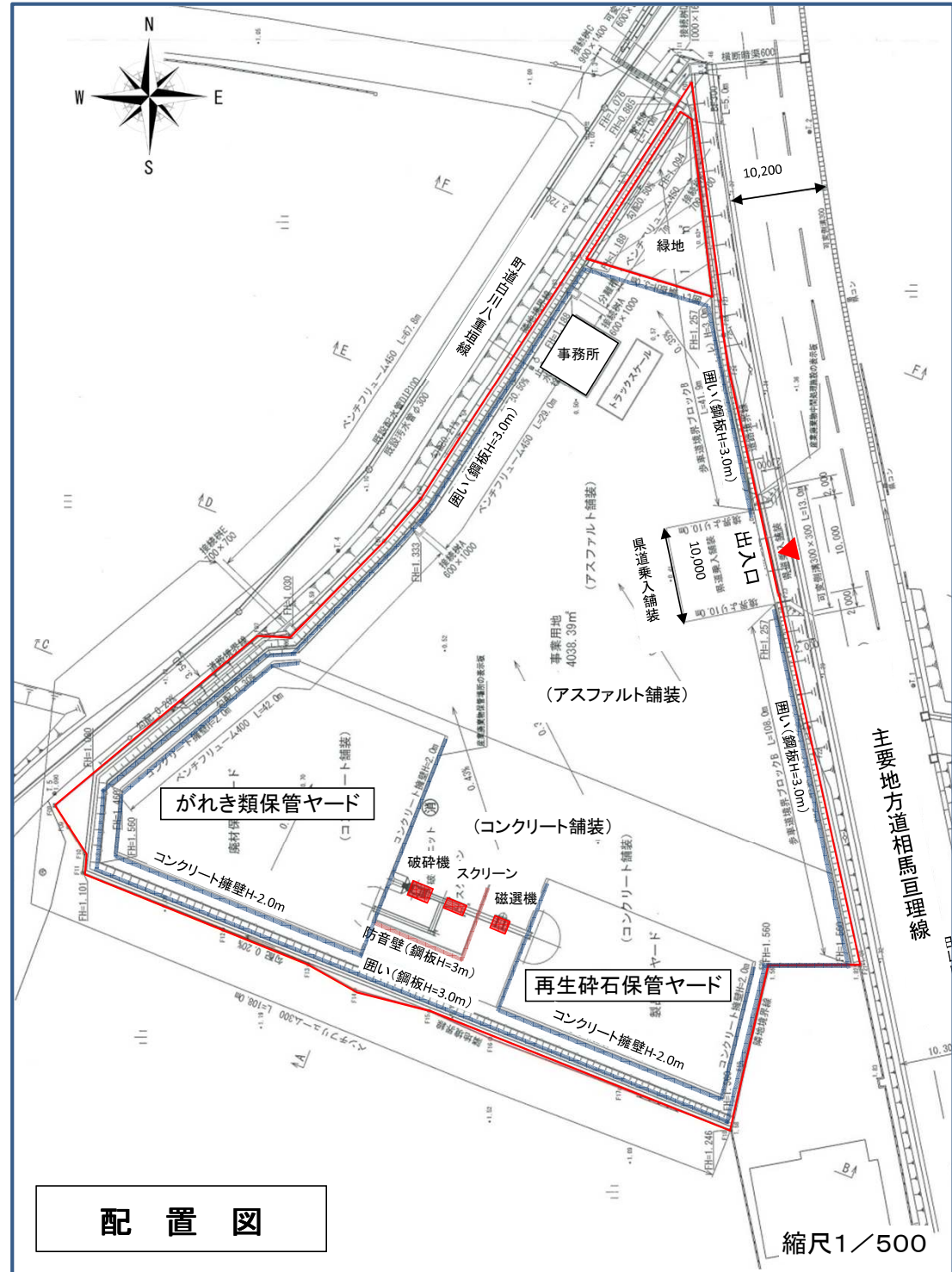
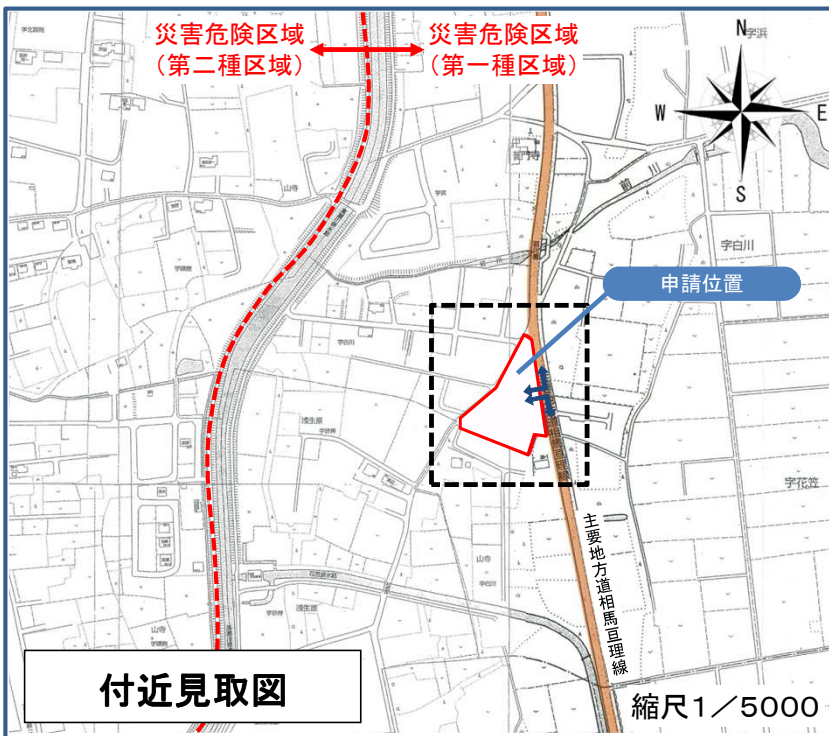
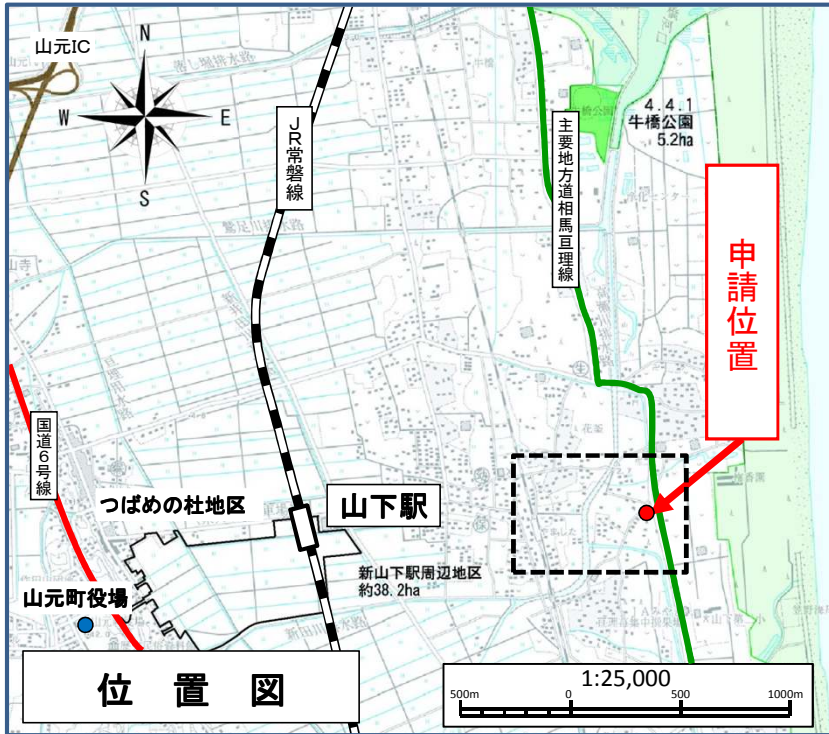
都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称	産業廃棄物処理施設	
建築主	亙理郡山元町山寺字西頭無43番地の46 有限会社安田工務店 代表取締役 安田 健	
敷地	位置	亙理郡山元町山寺字白川19番3, 19番4, 19番11, 34番1, 35番22の一部, 34番1地先の水の一部
	面積	4,038.39 m ²
	用途地域	指定なし
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	新築
	構造, 規模等	事務所 鉄骨造 平家建 延べ面積 37.89 m ²
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理】(5t/日を超える場合, 許可が必要) がれき類の破碎: 400t/日
	処理方法	破碎機による破碎



特殊建築物の敷地の位置について (山元町)